

令和 7 年 第 3 回  
霧島市議会定例会  
一部改正条例新旧対照表

霧 島 市

## 目次

議案第58号	霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	・・・ 1
議案第59号	霧島市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	・・・ 2
議案第60号	霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 5
議案第61号	霧島市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 6
議案第62号	霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 6
議案第63号	霧島市公共下水道条例の一部改正について	・・・ 7
議案第64号	霧島市給水条例の一部改正について	・・・ 7

議案第58号 霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年霧島市条例第55号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第18条の2 任命権者は、霧島市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第56号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 霧島市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 対象職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱い</u></p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>に当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><b>第18条の3</b> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u></p> <hr/> <p>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><b>第18条の4</b> 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</p> <p>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p>	<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><b>第18条の2</b> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)</u></p> <hr/> <p>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><b>第18条の3</b> 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</p> <p>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p>
---	---

#### 議案第59号 霧島市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

##### 第1条による霧島市職員の育児休業等に関する条例(平成17年霧島市条例第56号)の一部改正について

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに<b>第19条第1項から第3項まで及び第5項</b>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに<b>第19条第1項及び第2項</b></p> <hr/> <p>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数 \_\_\_\_\_ を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 \_\_\_\_\_ を除く。次条において同じ。）

（第1号部分休業の承認）

第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）あつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 （以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く \_\_\_\_\_。）

（部分休業 \_\_\_\_\_ の承認）

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）あつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（新設）

（新設）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

(新設)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法19条第3項の条例で定める特別の事情)

(新設)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員(会計年度任用職員を除く。)が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

第21条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 会計年度任用職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年霧島市条例第24号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第17条及び第28条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年霧島市条例第24号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第17条及び第28条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(部分休業の承認の取消事由)

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第22条 第14条の規定は、部分休業について準用する

。

第2条による霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年霧島市条例第65号）の一部改正について

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（給与の減額）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<b>全部又は一部</b>（2時間を超えない範囲内<b>又は1年につき任命権者が指定する時間を超えない範囲内</b>の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（勤務時間条例第15条の規定の例による介護休暇をいう。）又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p style="text-align: center;">（給与の減額）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<b>一部</b>（2時間を超えない範囲内_____の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（勤務時間条例第15条の規定の例による介護休暇をいう。）又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

第3条による霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年霧島市条例第284号）の一部改正について

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（給与の減額）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<b>全部又は一部</b>（2時間を超えない範囲内<b>又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内</b>の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（勤務時間条例第15条の規定の例による介護休暇をいう。）又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p style="text-align: center;">（給与の減額）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<b>一部</b>（2時間を超えない範囲内_____の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（勤務時間条例第15条の規定の例による介護休暇をいう。）又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

議案第60号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第108号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	所在地	名称	所在地
（略）	（略）	（略）	（略）

霧島市立安良小学校 (削る)	霧島市横川町上ノ3760番地1 (削る)	霧島市立安良小学校 霧島市立佐々木小学校	霧島市横川町上ノ3760番地1 霧島市横川町下ノ920番地6
霧島市立牧園小学校 (略)	霧島市牧園町宿窪田788番地3 (略)	霧島市立牧園小学校 (略)	霧島市牧園町宿窪田788番地3 (略)

議案第61号 霧島市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第166号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
霧島市総合保健センター	霧島市国分中央三丁目44番10号	霧島市国分保健センター	霧島市国分中央三丁目2番27号
霧島市溝辺保健福祉センター	霧島市溝辺町有川340番地	霧島市溝辺保健福祉センター	霧島市溝辺町有川340番地
霧島市横川保健センター	霧島市横川町中ノ263番地	霧島市横川保健センター	霧島市横川町中ノ263番地
(削る)	(削る)	霧島市すこやか保健センター	霧島市隼人町内山田一丁目10番33号

議案第62号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部改正について

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
名称	位置	構造	戸数	建設年度	備考	名称	位置	構造	戸数	建設年度	備考
(略)						(略)					
宮下団地	霧島市国分上小川925番地	簡易耐火構造 平家建	49	昭和48		宮下団地	霧島市国分上小川925番地	簡易耐火構造 平家建	49	昭和48	
	霧島市国分上小川925番地	簡易耐火構造 平家建	60	昭和49			霧島市国分上小川925番地	簡易耐火構造 平家建	60	昭和49	
	霧島市国分上小川925番地	簡易耐火構造 2階建	17	昭和49			霧島市国分上小川925番地	簡易耐火構造 2階建	28	昭和49	
(略)						(略)					
中尾田住宅	霧島市横川町中ノ83番地	木造平家建	3	昭和29		中尾田住宅	霧島市横川町中ノ83番地	木造平家建	1	昭和28	

(略)	霧島市横川町中ノ83番地	木造平家建	3	昭和29
(略)				

議案第63号 霧島市公共下水道条例（平成17年霧島市条例第282号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(公共下水道排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事は、次に掲げる工事を除き            _____、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>(1) 市長が別に定める排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない工事</p> <p>(2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事</p> <p>2～4 略</p>	<p>(公共下水道排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事（市長が定める排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 略</p>

議案第64号 霧島市給水条例（平成17年霧島市条例第286号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>